



元文科高第 623 号  
令和元年 10 月 31 日

各 国 公 私 立 大 学 長  
大学を設置する各地方公共団体の長  
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長  
大学を設置する各学校法人理事長 殿  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
放 送 大 学 学 園 理 事 長  
各 認 証 評 価 機 関 の 長

文部科学省高等教育局長

伯 井 美 徳

(印影印刷)

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を  
改正する法律等の施行について（通知）

この度、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 44 号。以下「改正法」という。）」が、令和元年 6 月 26 日に公布され、第一の 1. (9) については同日から、第三の 1. (3) 及び (4) については令和 3 年 1 月 2 日から、第一の 1. (3) の一部及び (8)、第三の 1. (1) 及び (2) 並びに第四については令和 4 年 1 月 1 日から、それ以外の規定は令和 2 年 4 月 1 日から、それぞれ施行されることとなりました。

法曹の養成のための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進することが必要となっております。「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成 27 年 6 月 30 日法曹養成制度改革推進会議決定）において、「平成 27 年度から平成 30 年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す」こと、「法科大学院生に対する経済的支援の更なる充実や優秀な学生を対象とした在学期間の短縮により、法科大学院課程修了までに要する負担の縮減を図ることとされたところです。今回の改正は、このような観点から、大学の責務として、法科大学院において、法曹となろうとする者に必要とされる学識等を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施すべきこと等を新たに規定するとともに、法科大学院を設置する大学と当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置く大学

との連携に関する制度の新設、法科大学院の課程に在学する者であって、法務省令で定める所定の単位の修得及び当該課程の修了の見込みについて当該法科大学院を設置する大学の学長が認定したものに対する司法試験の受験資格の付与等の措置を講ずるものです。

また、これに伴い、学校教育法施行令を一部改正する政令（令和元年政令第128号）等関連政令、省令及び告示が、令和2年4月1日以降順次施行されることとなっています。

これらの法令の改正の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知ください。

なお、法科大学院を設置する大学と当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置く大学との連携に関する制度の新設に伴い大学間において締結する協定に係る具体的な運用方針を「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第6条第2項に基づき締結した大学間協定の認定について」（令和元年10月31日元文科高第624号高等教育局長通知）のとおり策定しましたので、これらを踏まえて、適切な運用をお願いします。

## 記

(以下省略)